# 2 保健予防

# 保健予防課

休		診	療	所管課	_
1/1\	Н	砂	<b>7</b> 京	川自林	保健予防課

#### 目 的

日曜日・祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)の休日の急病患者に対する医療施設及び医療情報の提供を行い、区民の医療不安を解消することを目的とします。

#### 事業内容

休日の午前9時から午後5時までにおける発熱・腹痛・歯痛等の急病患者に対応します。 一般社団法人東京都港区医師会(以下「港区医師会」という。)、公益社団法人東京都 港区芝歯科医師会(以下「港区芝歯科医師会」という。)及び公益社団法人東京都港区麻 布赤坂歯科医師会(以下「港区麻布赤坂歯科医師会」という。)へ委託し、輪番制による 内科・小児科診療施設(年末年始のみ入院施設あり)及び歯科診療施設を設置し、診療 を行っています。

また、休日の午後5時から午後10時まで(準夜)内科・小児科診療施設で診療を行っています。

関連事業として、一般社団法人東京都港区薬剤師会(以下「港区薬剤師会」という。)による休日及び夜間における薬に関する相談事業(港区休日くすり何でもテレホン・夜間対応当番薬局)に補助金を交付しています。また感染症が流行する冬場において小児対応できる医療機関の増設及び院外処方できる薬局を開設しています。

#### 根拠法令等

港区休日診療実施要綱、港区休日準夜診療実施要綱、港区休日歯科応急診療実施要綱、港区当番薬局電話相談事業補助金交付要綱

#### 開始時期

昭和50年 東京都から移管 保健衛生事務事業に係る都区協定書(昭和50年3月31日協 定)に基づき四半期ごとに東京都に報告書を提出しています。

#### 休日診療等実施一覧表

	<b>小口的凉牙天</b> 旭	見以
開設時間等	開	] 設場所
休日診療(輪番制)	区内診療所・病院	   (広報みなと「夜間・休日診療」、
(午前9時~午後5時)	区内歯科診療所	港区ホームページ「休日診療・
休日準夜診療(輪番制) (午後5時~午後10時)	区内診療所	小児初期救急診療」 医療情報ネット「ナビイ」に掲載)
東京都保健医療情報センター (毎日24時間)	東京都医療機関案内	サービス まわり03(5272)0303
東京消防庁救急相談センター (毎日24時間)	# 7119	3 (3212) 2323
港 区 休 日 く す り 何 で も テ レ ホ ン (午前9時~午後2時)	休日ごとの当番薬局 (広報みなと「夜間 港区ホームページ に掲載)	
夜間対応当番薬局 (午後8時~午前0時)	夜間 (毎日) 090(3	690)3102

## 実績 表

### 1 休日診療(輪番制)

(港区休日診療実施要綱、港区休日準夜診療実施要綱)

(単位:人)

左 安	<b>発 即</b>	休日数	电老丽红粉	内		訳		
年度	種別	(日)	患者取扱数	内 科	小児科	その他		
	2	72	2,274	1,248	710	316		
	3	72	2,799	1,458	987	354		
	4	72	3,217	1,618	1,271	328		
	5	73	4,465	2,335	1,706	424		
	初回治療	72	4,503	2,046	1,914	543		
	準夜	72	508	371	100	37		
6	小 計		5,011	2,417	2,014	580		
	入 院	6	38	31	1	6		
	合 計		5,049	2,448	2,015	586		

#### 2 休日歯科診療(輪番制)

(港区休日歯科応急診療実施要綱)

年度	区分	休日数(日)	患者取扱数 (人)		
	2	72	206		
	3	72	209		
	4	72	247		
	5	73	238		
	港区芝歯科医師会 (毎週)	72	165		
6	港区麻布赤坂歯科医師会(毎週)	72	139		
	計		304		

<sup>※</sup>芝歯科医師会は令和4年度から毎週実施(令和3年度まで隔週実施)

補助金等		備	考	
有・無			-	

<sup>※</sup>休日歯科固定診療事業は、令和4年3月で終了しました。令和4年度以降は休日歯科 診療(輪番制)に移行しました。

## 小児初期救急診療事業

所管課

保健予防課

#### 目 的

医療機関等の協力を得て、平日・土曜の夜間における小児の救急患者に対する初期救急 診療(以下「小児初期救急診療」という。)を実施することにより、区民の生命と健康を 守り、安心して子育てができる環境を整備することを目的とします。

#### 事業内容

1 実施方法

小児初期救急診療に係る事業は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託して実施しています。

2 実施場所

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院(港区芝浦一丁目 16番10号)内「みなと子ども救急診療室」

- 3 運営方法
  - (1) 診療日
  - ① 月曜日~金曜日(祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く。)
  - ② 土曜日

//

- (2) 診療時間
- ① 午後7時~午後10時(受付時間は午後7時~午後9時30分)
- ② 午後5時~午後10時(受付時間は午後5時~午後9時30分)
- (3) 診療科目 小児科
- (4) 対象者

中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の外来軽症患者

(5) 診療体制

医師1人、看護師1人、薬剤師1人及び事務員1人の4人体制

#### 根拠法令等

港区小児初期救急診療事業実施要綱

#### 開始時期

平成 27 年 11 月

## 実績 表

年 度	診療日数 (日)	患者取扱数(人)
2	293	830
3	293	1,459
4	293	2,125
5	293	2,389
6	293	2,024

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補
看·無	_	1/2	1/2	<b>佣</b> 奶並石守	助事業補助金

#### 目 的

港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会が区民に対して行う健康相談、健康教育 事業の経費を補助することにより、区民の健康管理に対する普及、啓発を図ることを目的 とします。

## 事業内容

港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会が実施する、区民のための健康相談、健康教育事業の事業計画及び補助金申請に基づき、経費の一部を補助します。

事業完了後は、実績報告により事業実施の確認をします。

#### 根拠法令等

港区区民健康相談・健康教育事業等補助金交付要綱

#### 開始時期

昭和53年12月

#### 実 績 表

補助金交付実績

年度	補助対象	参加人員(人)	総事業額(円)	補助金額(円)
2	港区芝歯科医師会	70	379,000	332, 250
3	港区麻布赤坂歯科医師会	489	6,626,427	332, 250
4	港区芝歯科医師会	36	381,294	332, 250
5	港区麻布赤坂歯科医師会	119	350,342	332, 250
6	港区芝歯科医師会	72	417, 944	332, 250

※港区芝歯科医師会、港区麻布赤坂歯科医師会が1年ごとに交替して事業を実施し、 補助対象となっています。

補助金等 有 · 無				備考	
---------------	--	--	--	----	--

## かかりつけ医機能推進事業 所管課 保健予防課

#### 目 的

かかりつけ医がいない区民や在宅療養者に対して、かかりつけ医や専門診療医等の紹介 又は確保を行うことにより、初期診療における総合的な診断と治療の確保及び療養環境の 確保を図ることを目的とします。

#### 事業内容

かかりつけ医機能の推進に関しては港区医師会に委託し実施します。また、かかりつけ 医制度の効果的な普及啓発等については港区医師会が設置している「港区かかりつけ医機 能推進委員会」において、協議・検討を行います。

区ホームページから港区医師会ホームページでかかりつけ医の検索ができるほか、かかりつけ医情報について「広報みなと」「みなと医療BOOK」へ掲載をしています。

#### 根拠法令等

港区かかりつけ医機能推進事業実施要綱

#### 開始時期

平成9年

補助金等有 ・ 無		備考	

#### 目 的

大気汚染の影響を受けていると推定される疾病にかかった人に対し、医療費を助成する ことによりその人の健康障害の救済を図ることを目的とします。

#### 事業内容

医療費助成の対象となる人は次のいずれの要件も満たしていることが必要です。

- 1 18歳未満の人(生年月日が平成9年4月1日以前で、有効期間内の医療券を持っている人は更新のみ可能)
- 2 対象疾病にり患している人
- 3 都内に引き続き1年(3歳未満の人は6か月)以上居住している人
- 4 健康保険等に加入している人
- 5 申請日以降喫煙しない人

受理した認定申請書を大気汚染障害者認定審査会(委員5人 令和6年度12回開催)で 認定し、医療券を交付しています。なお、医療機関等又は被認定者への医療費の給付は東 京都が行います。

平成20年8月から気管支ぜん息については、全年齢に拡大しました。

平成27年3月31日で18歳以上の新規認定は終了しました。

平成30年4月から18歳以上の人の医療費は、月額6,000円までは自己負担とし、超過分を東京都が助成しています。

#### 根拠法令等

東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 港区大気汚染障害者認定審査会条例

#### 開始時期

昭和47年(東京都開始)※18歳未満が対象

## 実績 表

認 定 者 数(年度末現在被認定者数)

(単位:人)

年度				2						3						4		
区分	0~ 19歳	20~ 39歳	40~ 59歳	60~ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0~ 19歳	20~ 39歳	40~ 59歳	60~ 74歳	75歳 以上	全年 齢計	0~ 19歳	20~ 39歳	40~ 59歳	60~ 74歳	75歳 以上	全年齢計
慢 性 気管支炎		_	1	_	1	-	-	_	-	_	1	1	_	_	_	-	_	_
気管支ぜん息	5	73	254	145	115	592	5	61	225	148	117	556	4	51	206	148	106	515
ぜん息性 気管支炎	-	_	-	_	-	-	_	-	-	_	-	1	_	_	-	-	_	_
肺気しゅ	-	_	-	_	-	-	_	-	-	_	-	1	_	_	-	-	_	_
計	5	73	254	145	115	592	5	61	225	148	117	556	4	51	206	148	106	515

年	度				5						6		
区分	/	0~ 19歳	20~ 39歳	40~ 59歳	60~ 74歳	75歳 以上	全年齢計	0~ 19歳	20~ 39歳	40~ 59歳	60~ 74歳	75歳 以上	全年 齢計
慢気管支援	生炎	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
気管ラゼんり	支急	1	45	169	141	105	461	0	39	171	133	109	452
ぜん息性気管支援	生炎	_	_	_	_	_	-	-	_	-	-	_	-
肺気しい	Ф	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı
計		1	45	169	141	105	461	0	39	171	133	109	452

補助金等 有 · 無	備考	
---------------	----	--

公害健康被害補償事業	所管課	_
公吉健尿似音桶慢事未	川目詠	保健予防課

#### 目 的

公害健康被害の補償等に関する法律の制度は、大気汚染等の影響による健康被害者に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康を確保することを目的とします。

なお、本制度は昭和63年2月で法改正により、新規認定は廃止されました。

#### 1 公害健康被害認定事務

#### 事業内容

法第4条の各号に該当する人の申請に基づき、港区公害健康被害認定審査会(委員9人 令和6年度12回開催)へ諮問し、答申を得て決定します。

なお、港区公害健康被害認定審査会の権限に属する事項は、

- (1) 認定に関すること
  - ア 指定疾病にかかっているかの認定
  - イ 認定の期間の延長、認定の更新
  - ウ 認定の取消し等
- (2) 補償給付に関すること
  - ア 障害補償費の障害の程度の決定
  - イ 障害補償費・遺族補償費等の決定

#### 根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律

港区公害健康被害認定審査会条例

港区公害健康被害認定審查会条例施行規則

#### 開始時期

昭和49年

#### 実 績 表

認定数の推移(単位:人)

区分	Ī	認定数A	-			認定失	効数B			A – B
	認	く 対	計	死	治	期間満っ	更新否決等	軠	計	被認現
年 度	定	者等	н.	亡	癒	了	I 決 等	出	H1	定在者数
2	2,169	334	2,503	419	103	1,204	10	462	2,198	305
3	2,169	336	2,505	425	103	1,206	11	468	2,213	292
4	2,169	339	2,508	432	103	1,206	13	471	2,225	283
5	2,169	340	2,509	438	103	1,206	13	471	2,231	278
6	2,169	343	2,512	446	103	1,206	14	474	2,243	269

#### 2 公害健康被害補償給付

#### 事業内容

公害健康被害の補償等に関する法律第23条第1項、第24条に関することについて、港区公害健康被害補償診療報酬等審査会(委員7人 令和6年度12回開催)へ諮問し、答申を得て決定します。

### 根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律

港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例

港区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例施行規則

## 開始時期

昭和49年

#### 実 績 表

補償給付費支払内訳

11111115	5/1111/F		I. 111/							
	(年度		2			3			4	
区分		件数	金 額(円)	構成比(%)	件数	金 額(円)	構成比(%)	件数	金額(円)	構成比(%)
医	療費	3,519	77, 121, 172	32.2	3,556	84, 119, 284	35.1	3,309	78, 836, 321	33.3
障補	害 償費	2,066	151, 476, 250	63.2	2, 030	148, 638, 010	62.1	1,954	143, 086, 960	60.5
遺補	族 償 費	26	2, 857, 975	1.2	24	2, 279, 200	1.0	24	2, 245, 600	0.9
	族補償 時 金	1	2, 899, 800	1.2	0	0	0.0	2	7, 865, 100	3.3
児童	童補償 当	_	_	_	-	-	_	-	_	_
療	養手当	205	4,852,900	2.0	180	4, 292, 900	1.8	152	3,602,400	1.5
葬	祭 料	2	677,500	0.3	0	0	0.0	2	837,500	0.4
	計	5,819	239, 885, 597	100	5, 790	239, 329, 394	100	5, 443	236, 473, 881	100

年度		5		6					
区分	件数	金 額(円)	構成比(%)	件数	金 額 (円)	構成比(%)			
医療費	3, 275	80, 577, 087	36.2	3, 123	68, 482, 056	32.3			
障 害補償費	1,877	136, 865, 140	61.5	1, 801	135, 923, 110	64.0			
遺族補償費	24	2, 274, 400	1.0	24	2, 274, 200	1.1			
遺族補償 一時金	0	0	0.0	1	2, 779, 200	1.3			
児童補償 手 当	_	_		-	-	-			
療養手当	118	2, 844, 100	1.3	101	2, 508, 000	1.2			
葬 祭 料	0	0	0.0	1	341,500	0.2			
計	5, 294	222, 560, 727	100	5, 051	212, 308, 066	100			

補助金等	環境再生保全機構	都負担割合	区負担割合	補助金名等	公害健康被害の補償等に関す
イ · 無	10/10	_	_	佣奶並石寸	る法律に基づく納付金

## 指定疾病別・障害程度別被認定者数

(単位:人)

年度	疾病別		総	Ŕ	娄	女			I	慢性気	管支炎		
十尺	年齡区分	計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外
	15歳未満	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
2	15歳以上	305	-	-	1	172	132	5	1	-	1	5	-
	計	305	-	-	1	172	132	5	1	-	1	5	-
	15歳未満	-	-	-	-	1	1	-	1	-	1	-	-
3	15歳以上	292	-	-	1	167	124	5	_	_	_	5	-
	計	292	-	-	1	167	124	5	1	-	I	5	-
	15歳未満	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-
4	15歳以上	283	-	-	1	159	123	6	1	-	1	6	-
	計	283	_	-	1	159	123	6	1	-	I	6	-
	15歳未満	-	-	-	-	1	-	-	1	_	-	-	-
5	15歳以上	278	-	-	1	154	123	5	_	_	ı	5	_
	計	278	-	-	1	154	123	5	1	-	I	5	_
	15歳未満	-	-	-	-	1	1	-	1	-	_	-	-
6	15歳以上	269	-	-	1	144	124	5	-	_	-	5	-
	計	269	-	-	1	144	124	5	-	_	-	5	-

## 隨害程度見直し結果

(単位:人)

	及元旦し加え	<u> </u>					(単位・八)
	病状変化				良 化		
年度		計	計	特級	1 級	2 級	3 級
	年齢区分		н	1 級	2 級	3 級	級外
	15歳未満	_	_	_	l	l	-
2	15歳以上	167	_	_	-	-	_
	計	167	_	_	1	1	_
	15歳未満	_	_	-	I	I	-
3	15歳以上	172	-	-	-	-	_
	計	172	-	-	-	-	_
	15歳未満	_	_	-	I	I	_
4	15歳以上	166	1	-	l	l	1
	計	166	1	_	-	-	1
	15歳未満	_	_	_	-	-	_
5	15歳以上	155	1	_	-	-	1
	計	155	1	_	-	-	1
	15歳未満	_	-	-	I	ı	_
6	15歳以上	148	2	-	ı	ı	2
	計	148	2	-	_	_	2

## 遺族補償費等の請求に係る決定件数 (単位:件)

年度		計		支約		
平皮	区分	ПI	100%	75%	50%	0%
	遺族補償費	1	-	-	1	-
2	遺族補償一時金	2	I	I	1	1
	計	3	ı	1	2	1
	遺族補償費	-	1	-	1	-
3	遺族補償一時金	1	1	-	1	1
	計	1	-	-	1	1
	遺族補償費	1	-	-	-	1
4	遺族補償一時金	2	1	1	1	_
	計	3	-	1	1	1
	遺族補償費	-	-	-	-	_
5	遺族補償一時金	1	1		-	1
	計	1	-	-	1	1
	遺族補償費	_	_	_	_	_
6	遺族補償一時金	1	_	_	1	_
	計	1	ı	-	1	

(単位:人)

(十四・ハ)																	
	4	気管支	ぜん息	Į.			ぜん	ん息性	気管支	炎		肺気しゅ					
計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外	計	特級	1級	2級	3級	級外
_	-	-	1	-	-	_	-	1	-	-	-	-	-	-	_	-	-
300	1	-	1	167	132	-	_	-	1	-	_	_	-	-	_	-	_
300	-	-	1	167	132	-	_	_	1	1	-	_	1	1	-	1	_
_	_	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
287	-	-	1	162	124	-	_	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
287	-	-	1	162	124	-	_	-	_	_	-	-	_	_	_	_	_
_	-	-	-	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_
277	1	-	1	153	123	-	_	-	-	-	_	_	-	-	_	-	_
277	-	-	1	153	123	-	_	_	1	1	-	_	1	1	-	1	_
-	1	-	1	_	-	-	_	1	_	_	_	_	1	_	_	_	-
273	1	-	1	149	123	-	_	1	-	-	_	_	-	-	_	-	_
273	_	-	1	149	123	-	_	1	-	-	-	_	1	-	-	-	_
_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-
264	-	-	1	139	124	-	_	1	-	-	-	_	1	-	-	-	_
264	-	-	1	139	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-

(単位:人)

		不	変					悪 亻	Ľ	級 外 3 級 - - - - - - - - - - -		
計	特級	1級	2級	3級	級外	計	1 級 特 級	2 級 1 級	3 → 2 級	$\downarrow$		
-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-		
167	-	-	1	166	-	-	1	_	-	-		
167	-	-	1	166	-	-	1	_	_	-		
-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-		
172	_	_	1	171	-	-	1	_	_	_		
172	-	-	1	171	-	-	-	-	-	-		
-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-		
165	-	-	1	164	ı	1	1	_	-	-		
165	-	-	1	164	-	-	-	-	-	-		
-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-		
154	_	_	1	153	1	1	1	_	_	-		
154	-	-	1	153	-	-	1	-	_	-		
-	-	-	_	_	_	_	-	_	-	-		
146	-	_	1	145	-	-	-	_	-	-		
146	_	_	1	145	-	-		_	_	-		

補助金等 有 ・ 無	国負担割合 1/2	都負担割合 -	区負担割合 1/2	補助金名等	公害健康被害補償給付支給 事務費交付金
---------------	-----------	------------	--------------	-------	------------------------

## 公 害 保 健 福 祉 、 健 康 被 害 予 防 事 業 | 所管課

保健予防課

#### 事業内容

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持、増進 させる等被認定者の福祉を増進するため、必要なリハビリテーションに関する事業及び大 気汚染の影響による健康被害を予防するための機能訓練事業を行っています。

#### 根拠法令等

公害健康被害の補償等に関する法律 港区リハビリテーション実施要綱

#### 開始時期

昭和49年

昭和63年(健康被害予防事業)

#### 関係発行物

「すこやかライフ」~ 独立行政法人環境再生保全機構発行

#### 実 績 表

1 リハビリテーション事業

ぜん息教室(公害保健福祉事業)

(単位:人)

区分 年度	開催年月日	会場	参加者数	対 象 者	
	3年2月24日(水)~	みなと保健所	305		
2	3年3月12日(金)	みなこ木渡別	303	被認定者	
	計		305		
	4年3月4日(金)	港区スポーツセンター	4		
3	4年3月11日(金)	他位入か一プピンター	3	被認定者及び希望者	
	計		延7		
4	5年2月3日(金)	みなと保健所	6		
4	計		6	被認定者及び希望者	
5	6年3月4日(月)	みなと保健所	10		
)	計		10	被認定者及び希望者	
6	7年2月3日(月)	みなと保健所	15	被認定者及び希望者	
0	計		15	放認に自及び作業自	

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催としました。

※令和3年度については、訓練指導事業としてヨガを実施しました。

## 2 インフルエンザ予防接種費用助成事業(公害保健福祉事業) (単位:人)

区分 年度	助成人数	対 象 者
2	89	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
3	76	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
4	66	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
5	78	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者
6	57	65歳以上 港区外の被認定者 64歳以下 被認定者

#### 3 機能訓練事業

水泳訓練教室 (健康被害予防事業)

(単位:人)

		(一座・バ			
区分	水泳訓練教室				
年度	日 数	参 加 者 数			
2	_	_			
3	_	_			
4	7	9			
5	7	6			
6	7	12			

※令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染防止のため、中止しました。

	環境再生	都負担割合	区負担割合	補助金名等	八字口牌短加重光弗纳什么
補助金等	保全機構 3/4	ı	1/4		公害保健福祉事業費納付金
<b>看</b> · 無	環境再生 保全機構	都負担割合	区負担割合	補助金名等	健康被害予防事業助成金
	10/10	_	_		

  地域リハビリテーション推進事業	所管課	_
地域リハビリナーション推進事業	川自床	保健予防課

#### 目 的

疾病や障害を生じた後も、すべての区民が、住み慣れた地域で、生涯にわたり健やかな 生活が送れるよう、急性期から回復期、維持期まで、切れ目ないリハビリテーションサー ビスの提供ができるよう医療、保健、福祉の連携を整備するとともに、介護予防への取組 を推進することを目的とします。

#### 事業内容

港区内リハビリテーション科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、区職員等で構成する「港 区地域包括ケア推進会議地域リハビリテーション・介護予防推進部会」を開催し、区内におけ るリハビリテーションサービス連携体制の整備と推進について検討しています。

また、「区中央部地域リハビリテーション支援センター」として指定された病院が行う 医療関係者と介護関係者の合同研修会への協力及び参加により、リハビリテーションに関 わる情報の収集・共有を図っています。

#### 根拠法令等

港区地域リハビリテーション推進会議設置要綱

#### 開始時期

平成24年5月

#### 実 績

令和6年度

- 1 港区地域リハビリテーション推進会議 1回開催
- 2 「医療と介護の合同研修会」の実績

区分 年度	開催日場所		テーマ	参加人数 (人)	
2	新型コロナウイルス感染	<b>染症の影響により中止</b>	しました。		
3	新型コロナウイルス感染	<b>染症の影響により中止</b>	しました。		
4	新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。				
5	令和5年9月20日(水)	港区立男女平等参画 センターリーブラ リーブラホール	(区民講座) アフターコロナ!いつまでも動けるからだづくりをしませんか?	22	
6	令和6年10月30日(水)	港区立介護予防総合 センター ラクっちゃ研修室	(区民公開講座)楽しくチャレンジ!フレイル予防でアクティブシニア!いつまでも動けるからだづくりをしませんか?	43	

※令和2年度から4年度は区中央部地域リハビリテーション支援センター主催の研修会へ参加し、情報収集・共有を行いました。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補助
<b>旬</b> · 無	_	1/2	1/2	<b>補助並石寺</b>	事業補助金

## レントゲン室運営 所管課 保健予防課

#### 目 的

有事にレントゲン室の撮影機能を活用できるよう、関連機器の保守点検及び維持管理を行っています。

### 事業内容

- (1) エックス線撮影システム保守点検
- (2) 医用画像診断システム保守
- (3) 電離箱式サーベイメータ校正
- (4) 環境線量測定

## 根拠法令

地域保健法

地域保健法施行令

**実 績 表** (単位:回)

点検内容 年度	エックス線撮影 システム保守点検	医用画像診断 システム保守	電離箱式サーベイ メータ校正	環境線量測定
2	2	1	1	2
3	2	2	1	2
4	2	2	1	2
5	2	2	1	2
6	2	2	1	2

補助金等 有 · 無		備考	

#### 目 的

感染症に関する感受性(集団免疫)の現状及び病原体の検査等の調査を行い、予防対策 の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち、感染症の流行を予測します。

#### 事業内容

東京都からの依頼により、原則4年に1度、都内居住者を対象に感受性調査(検体提供者から血液を採取し、対象疾病に対する免疫の有無を調査)を実施します。

検査は東京都健康安全研究センターで行い、結果は検体提供者に報告します。

対象疾病:ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎、麻しん及び風しん HPV感染症、水痘、B型肝炎、ジフテリア及び百日咳 破傷風、新型コロナウイルス感染症

#### 根拠法令等

感染症流行予測調査実施要領(厚生労働省) 感染症流行予測調査事業実施要綱(東京都)

#### 開始時期

昭和 37 年

#### 実 績 表

	(十四、11)
年度 区分	感受性調査
5	45

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	感染症流行予測調査費都費負
<b>旬</b> ・ 無	_	10/10	_	<b>州</b>	担金

#### 目 的

新型インフルエンザ等発生に備え、防護服、消毒用品及び体制の整備を行います。

#### 事業内容

平成25年4月13日以前は、「港区新型インフルエンザ行動計画(第一次)」(平成21年3月作成)に基づき、平成21年4月に発生した豚由来の弱毒性の新型インフルエンザ(A/H1N1)等の対応を行い、継続して新型インフルエンザ等対策を行ってきました。

平成26年11月「港区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、令和6年3月「港 区感染症予防計画」を策定しました。計画に基づき、感染防護物品の備蓄の継続、防護服 着脱講習会の開催等を実施します。

#### 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法

#### 開始時期

平成 21 年

工术二山血熱計學	元 经 = 田	_
エボラ出血熱対策 	所管課	保健予防課

#### 目 的

西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行について、平成26年8月8日にWHO(世界保健機関)が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言したことを踏まえ、日本国内でのエボラ出血熱発生に備えた体制の整備を行います。

#### 事業内容

感染防護物品の備蓄の継続、防護服着脱講習会の開催等を実施します。

#### 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

#### 開始時期

平成 26 年

## 結核患者服薬治療支援事業

所管課

保健予防課

#### 目 的

結核患者が服薬治療を維持することができるよう支援します。

治療中断を防ぎ確実に結核患者の治療を成功させることにより、再発による感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止し、結核の治療率を向上させるとともに結核のまん延を防ぎます。

#### 事業内容

1 対象者

区内在住の結核患者で、港区に患者登録している人

2 実施方法

治療開始時に保健師が居宅や入院先の医療機関を訪問し、治療成功に向けた服薬 の意義を説明するなど保健指導を行います。

特に、服薬中断に陥りやすく、継続的な支援を必要とする人に対しては、治療終了まで「対面による服薬確認及び指導」を看護師等に委託して行います。

また、服薬支援者が質の高いサービスを提供できるように年1回研修を実施しています。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

結核対策特別促進事業実施要綱(厚生労働省健康局長通知)

結核患者に対する DOTS (直接服薬確認療法) の推進について (厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

港区結核患者服薬治療支援事業運営要領

#### 開始時期

平成 14 年 10 月

#### 実 績 表

1 実施回数

(単位:人)

区分	年度	2	3	4	5	6
保健所保健師実施分	実人員	62	57	32	48	41
体健州体性邮关规划	延人員	75	69	46	88	78
<b>未 北 宇 佐 </b> 公	実人員	1	0	0	1	2
委 託 実 施 分	延人員	52	0	0	8	5

※保健所保健師実施分は居宅や医療機関を訪問した実延人員を計上しました。

2 服薬支援者に対する研修

(単位:人)

年度 区分	2	3	4	5	6
参 加 人 数	9	7	14	20	14

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	感染症対策特別促進事業費国
<b>偷</b> · 無	10/10	_	_	<b>他</b> 奶並石守	庫補助金

結核定期健康診断	所管課	_
和伙足别健尿衫则	川目林	保健予防課

#### 目 的

結核患者の早期発見のため、区民、在勤者及び在学者の年1回の定期健康診断を促進します。

#### 1 事業所における結核定期健康診断実施状況

#### 事業内容

結核を発病した場合、集団感染を引き起こす可能性が高い病院、診療所、歯科診療所、学校、社会福祉施設等の職員または就学者、入所者を対象に定期健康診断の受診を勧奨し、健康診断の実績を都へ報告しています。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

#### 実 績 表

#### (1) 結核定期健康診断報告勧奨件数

(単位:件)

区分 年度	病院	診療所	歯科 診療所	<b>一                                    </b>		計
2	12	795	605	52	20	1,484
3	12	820	609	54	16	1,511
4	12	890	618	54	16	1,590
5	13	930	615	53	16	1,627
6	13	949	620	53	16	1,651

#### (2) 結核定期健康診断受診報告人数

(単位:人)

区分 年度	病院	診療所	歯科 診療所	学校	施設	計
2	5,647	6,072	1,331	8,497	941	22,488
3	10,630	6,468	1,381	9,041	1,241	28,761
4	7,796	6,178	1,908	7,812	959	24,653
5	8,182	6,762	1,444	11,344	1,017	28,749
6	7,808	7,262	1,463	9, 497	1,355	27,385

#### 2 保健所における事業所等結核定期健康診断実施状況

#### 事業内容

結核を発病した場合、集団感染を引き起こす可能性が高い病院、診療所、歯科診療所、学校、社会福祉施設等の職員や利用者及び在住・在勤・在学者を対象に、みなと保健所で結核健康診断(エックス線撮影)を実施しています。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

#### 実 績 表

事業所等結核定期健康診断受診状況

(単位:人)

区分 年度	受診者	直接撮影	要精密者数
2	346	346	0
3	566	566	1
4	580	580	0
5	546	546	3
6	508	508	3

#### 3 日本語学校就学生に対する健康診断(結核対策特別促進事業)

#### 事業内容

区内にある日本語学校の生徒に対して健康診断を実施しています。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核対策特別推進事業実施要綱(厚生労働省健康局長通知) 港区事業所等結核定期健康診断実施要綱

#### 実 績 表

日本語学校就学生の健康診断受診状況

(単位:人)

区分 年度	受診者	直接撮影	要精密者数	発見された患者数
2	331	331	1	1
3	124	124	1	1
4	414	414	3	1
5	545	545	2	0
6	797	797	5	1

#### 4 結核・呼吸器感染症予防週間に伴う結核健康診断

#### 事業内容

毎年9月24日から30日までが結核予防週間とされています。 毎年9月中は結核について、広く周知するため、区民等を対象に実施しています。

#### 実 績 表

結核健康診断受診状況

(単位:人)

年度 区分	受診者	直接撮影	要精密者数
2	28	28	0
3	45	45	0
4	64	64	0
5	55	55	0
6	50	50	0

補助金等	健診	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助全夕等	結核対策特別促進
<b>旬</b> ・無	(3)	10/10	_	_	補助金名等	事業費国庫補助金

#### 目 的

結核の予防とまん延防止を図るため、患者支援及び適正医療を促進します。

#### 事業内容

医療機関の届出により患者を早期に把握し、早期治療、回復及び再発防止等を図れるよう、保健所が支援します。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

#### 開始時期

昭和50年 東京都から移管

#### 実 績 表

1 結核登録・抹消状況 (潜在性結核感染症・非定型抗酸菌陽性を除く)

(単位:人)

5年12月末 登録			十1777人				消		6年12	月末	
現	在	新規	転入	小計	死亡	治癒	転出	その他	小計	現	在
計	51	17	2	19	7	18	6	0	31		39

2 新規結核登録患者数(活動性分類・性別・年齢階層別)(登録時情報) (単位:人)

						Ý	舌 動	性 結	核			
\			区分			肺結核						
				計		喀绸	<b>焂塗抹陽</b>	}性	その他	菌陰性	肺	外
年				пІ	計	計	初回	再	結核菌	•	結	核
						ĦΙ	治療	治療	陽性	その他		
		2		22	18	6	6	0	8	4		4
		3		27	21	8	8	0	8	5		6
		4		21	13	4	4	0	5	4		8
		5		25	22	5	5	0	13	4		3
		計		17	11	1	1	0	9	1		6
	性	男	性	10	7	0	0	0	7	0		3
	別	女	性	7	4	1	1	0	2	1		3
		0~	~4	0	0	0	0	0	0	0		0
		5~	~9	0	0	0	0	0	0	0		0
		10~	~14	0	0	0	0	0	0	0		0
,	年	15~	~19	0	0	0	0	0	0	0		0
6	輪	20~	~29	1	0	0	0	0	0	0		1
	齢階層別	30~	~ 39	3	3	1	1	0	2	0		0
	層	40~	~49	1	0	0	0	0	0	0		1
	別	50~	~ 59	3	1	0	0	0	1	0		2
		60~	~69	1	1	0	0	0	1	0		0
		لا70	 以上	8	6	0	0	0	5	1		2
		年齢	不詳	0	0	0	0	0	0	0		0
				•	-							

※ 潜在性 結 核 感染症	非定型 抗酸菌 陽 性
14	0
6	0
8	0
9	0
9	0
6 3 0 0	0 0 0
3	0
0	0
0	0
0	0
0	0
1	0
1	0
1	0
<u>.</u>	0
2	0
3	0
0	0
<u> </u>	U

## 3 結核総登録者数 (活動性分類・受療状況) (各年12月31日現在)

(単位:人)

					活動性結核									
	区	分				肺結核							不活動	江丰州
			合計	L		喀痰	逐抹	易性	その他	菌陰性	肺	外		
年				計	計	±L.	初回	再	結核菌	•	結	核	性結核	不 明
						計	治療	治療	陽性	その他				
	2		70	19	16	7	7	0	6	3		3	39	12
	3		62	16	11	5	5	0	4	2		5	33	13
	4		63	11	7	1	1	0	3	3		4	29	23
	5		51	15	13	3	3	0	7	3		2	32	4
	計		39	11	7	2	2	0	3	2		4	28	0
	入	院	3	3	1	1	1	0	0	0		2	0	0
6	在宅治	潦	8	8	6	1	1	0	3	2		2	0	0
	治療な	ر ا	28	0	0	0	0	0	0	0		0	28	0
	不	明	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0

(千)	<u>ル・ノヘ)</u>
※ 潜在性 結 核 感染症	非定型 抗酸菌 陽 性
35	0
30	0
16	0
11	0
6	0
0	0
4	0
2	0
0	0

※潜在性結核感染症(LTBI)とは、無症状病原体保有者。結核の発病を予防する為の治療に公費負担制度が利 用できます。

#### 4 保健師による相談

(単位:人)

	区分	相	談(服薬支援含	む)
年度		訪問	面接	電話
2	延人数	57	75	468
3	延人数	69	269	255
4	延人数	46	71	413
5	延人数	88	60	747
6	延人数	78	65	856

補助金等 有 · 無		備考	
)			

## 結核指定医療機関指定等事業

所管課

保健予防課

#### 目 的

結核の発生後速やかに患者に公費負担医療を提供することにより、その早期治癒を図り、結核のまん延を防止します。

#### 事業内容

病院・診療所・薬局からの申請又は届出に基づき、結核指定医療機関の指定、変更又は 辞退の手続きを行います。

## 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則

#### 開始時期

平成24年4月1日 東京都から移管

**実 績 表** (単位:件)

区分 年度	新規申請	辞退	変更申請	結核指定医療機関
2	17	13	3	245
3	19	12	8	252
4	16	9	12	261
5	18	7	6	272
6	11	9	19	272

補助金等		備	耂	
有・無		加用	与	
H W				

## 結核健康診断(定期を除く)

所管課

保健予防課

#### 目 的

結核まん延防止のため、感染源や感染経路を確認し、また、新たな感染者や発病者の 早期発見のための健康診断を行います。

#### 1 接触者健康診断

#### 事業内容

二次感染を防止するため、結核患者の接触者を対象に健康診断を実施しています。

区内に居住する患者の接触者ばかりでなく、区外保健所に登録された患者の接触者であっても、港区に勤務先や学校がある場合は、居住地管轄保健所から依頼されて港区が健康診断を行います。

健康診断を依頼された場合、保健所医師、保健師が事業所・学校などの施設を訪問、調査 し、施設責任者、保護者、健康診断対象者への説明や個別相談の実施、健康診断の勧奨など 健康教育を行います。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示)

#### 実 績 表

接触者健康診断受診状況

(単位:人) (単位:件)

区分 年度	受診者	直接撮影	ッベルクリン 反応検査	IGRA 検査	発見された 患者数	発見された LTBI 治療者数	区外保健所から の健診依頼件数
2	318	242	0	304	1	12	38
3	202	169	21	175	0	9	35
4	153	120	7	151	0	8	35
5	387	220	1	380	0	9	35
6	273	206	0	240	0	11	39

※IGRA検査…結核菌に感染しているかを調べる検査方法(QFT、T-SPOT)

※LTBI…潜在性結核感染症

保健師による健康教育

不使明によ		
年度	区分	衛生教育
2	回数(回)	11
2	延人数(人)	25
3	回数(回)	10
J	延人数(人)	33
4	回数(回)	11
4	延人数(人)	27
5	回数(回)	16
J	延人数(人)	37
4	回数(回)	19
6	延人数(人)	48

#### 2 結核患者家族健康診断

#### 事業内容

結核患者と生活を共にしている又はしていた家族(患者家族)等を対象に、健康診断を随時実施しています。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示)

#### 実 績 表

結核患者家族健診受診状況

(単位:人)

区分 年度	受診者	直接撮影	ツベルクリン 反応検査	IGRA 検査	発見された 患 者 数	潜在性結核 感染者数
2	9	7	1	7	0	1
3	11	9	0	10	0	1
4	13	9	5	13	0	1
5	26	24	0	26	1	0
6	7	6	0	6	0	0

#### 3 管理検診

#### 事業内容

結核患者として登録されている人の結核治療後の経過観察等のために精密検査を実施しています。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示)

#### 実 績 表

管理検診受診状況 (みなと保健所実施分)

(単位:人)

区分 年度	受診者	直接撮影	結核菌検査
2	16	16	0
3	12	12	0
4	17	17	0
5	19	19	0
6	13	13	0

補助金等	健診	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	感染症予防事業費等国
<b>倒</b> · 無	$(1)\cdot(2)\cdot(3)$	1/2	_	1/2		庫負担金

## **感染症医療費公費負担(結核医療費)**所管課 (保健予防課

#### 事業内容

感染症法に基づき、結核患者に対する適切な医療の実施や医療費負担を軽減するため、 公費負担及び保険制度併用により、患者が治療に専念できる制度を設けています。

公費負担については、患者又は保護者の申請に基づき感染症の診査に関する協議会で審議し、保健所長が決定します。

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

## 開始時期

昭和50年 東京都から移管

#### 実 績 表

感染症医療費公費負担申請状況

(単位:件)

心不是巨冰头为头为上下的怀况											
		区	分	総	数	社会	保険	国民健康	生活保護	後期高齢	その他
	申請年周	更		心派	女人	本人	家族	保 険	土伯休丧	1次	その他
加压基		2			42	14	3	11	2	12	0
一般医療		3			44	15	0	17	2	10	0
(法第37条の2)	4	4			42	13	2	13	2	12	0
		5			42	20	1	3	3	15	0
		申	請		36	10	1	10	3	11	1
	6	承	認		36	10	1	10	3	11	1
		不項	€認		0	0	0	0	0	0	0

(単位:件)

											\ 1	
		区	分	総	数	社会	保険	国民的	建康	生活保護	後期高齢	その他
	申請年歷	更		松	奴	本人	家族	保	険	土伯休丧	夜别向即	その他
勧告入院		2			15	6	0		2	0	7	0
	:	3			13	4	0		7	0	2	0
患者医療	4	4			8	2	0		4	1	1	0
(法第37条)		5			6	3	0		0	0	2	1
		申	請		8	0	0		3	1	4	0
	6	承	認		8	0	0		3	1	4	0
		不為	承認		0	0	0		0	0	0	0

#### 医療費(公費負担分)

区分	勧告入院者	(感染症法第37条)	一般患者(感	染症法第37条の2)
年度	件数(件)	金 額(円)	件 数(件)	金 額(円)
2	28	1,968,376	355	709,759
3	38	3,306,318	298	889, 134
4	18	2,739,434	282	705,081
5	21	3,013,031	209	493,769
6	25	2, 386, 517	168	348, 191

補助金等	国負担割合 3/4(37条)	都負担割合	区負担割合 1/4(37条)	補助金名等	結核医療費国庫負担(補助)金
<b>旬</b> ・ 無	1/2(37条の2)	_	1/2(37条の2)		

## HIV・性感染症検査及び相談(保健所検査)

所管課

保健予防課

#### 目 的

検査の機会と場を提供し、HIV及び性感染症の感染予防と早期発見による重症化の 防止を図ります。

#### 事業内容

区内在住・在勤にかかわらず、エイズ相談・HIV抗体検査に加えて、梅毒検査を即 日検査で実施しています。(月2回)

#### 開始時期

平成7年(HIV検査) 平成12年(性感染症検査) 平成21年(HIV即日検査)

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示) 性感染症に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示) 港区HIV・性感染症検査実施要綱

#### 実 績 表

1 保健所検査

				HIV		梅毒		
年度	区分	実施回数	抗体検査数	確認検査数	陽性数	検査数	陽性数	
2	2	19	280	1	1	279	4	
3	}	12	259	0	0	259	8	
4	Ļ	21	440	0	0	440	0	
5	5	24	582	1	1	582	18	
	男		294	0	0	290	14	
6	女		117 (36)	0 (0)	0 (0)	117 (36)	0 (0)	
	計	24 (4)	411 (36)	0 (0)	0 (0)	407 (36)	14 (0)	

<sup>※()</sup>は女性限定日

#### 2 HIV・梅毒即日検査(新橋あんしん検査)

(単位:件)

				ΗΙV		梅	毒
年度	区分	実施回数	抗体検査数	確認検査数	陽性数	検査数	陽性数
2	2	2	148	1	1	148	6
3	3	2	132	2	1	132	4
4	Ļ	2	138	0	0	138	4
5	· )	2	151	1	1	151	1
	男		125	0	0	125	2
6	女		15	0	0	15	0
	計	2	140	0	0	140	2

## 3 HIV・梅毒即日検査 (レディース検査みなと) (単位:件)

		HIV	梅	毒	
年度 区分	抗体検査数	確認検査数	陽性数	検査数	陽性数
6	15	0	0	15	0

#### 4 相談件数

(単位:件)

. 186711	( 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
年度 区分	電話相談件数	来所相談件数
2	165	445
3	40	130
4	6	20
5	23	6
6	42	1

国負担割合 都負担割合 区負担割合 特定感染症検査等事業費 補助金等 補助金名等 **旬** · 無 1/21/2国庫補助金

### HIV・性感染症検査委託事業(ai チェック)

所管課

保健予防課

#### 目 的

検査の機会と場を提供し、HIV及び性感染症の感染予防と早期発見により、重症化の 防止を図ります。

#### 事業内容

区内在住・在勤・在学を対象にHIV、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症の 検査を、港区指定医療機関に委託して実施しています。

#### 開始時期

平成 19 年 6 月

#### 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示) 性感染症に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示) 港区HIV・性感染症検査実施要綱

#### 実 績 表

#### 1 HIV 抗体検査

(単位:件)

年度	区分	抗体検査数 (ELISA法)	確認検査数 (WB法・PCR法)	陽性数
2	2	404	0	0
3	}	538	0	0
4	ļ	666	0	1
5	)	737	0	0
	男	464	0	0
6	女	462	0	0
	計	926	0	0

#### 2 性感染症検査

(1) 梅毒

年度	区分	検査数 (RPR・TPHA)	陽性数
2		404	6
3		537	14
4		663	4
5		734	5
	男	463	6
6	女	462	2
	計	925	8

## (2) 性器クラミジア感染症

(単位:件)

年度	区分	検査数 (TMA 法)	陽性数
2		401	37
3		520	44
4		658	33
5		726	60
	男	460	26
6	女	452	29
	計	912	55

## (3) 淋菌感染症

(単位:件)

年度	区分	検査数 (TMA法)	陽性数
2		401	3
3		520	10
4		658	3
5		726	3
	男	460	4
6	女	452	5
	計	912	9

 補助金等
 国負担割合
 都負担割合
 区負担割合
 補助金名等

 1/2
 1/2

 都負担割合
 1/2

 計/2

 特定感染症検査等事業費

 国庫補助金

#### 目 的

HIV及び性感染症を予防する知識の普及啓発により、若い世代を中心とした幅広い世代への予防対策を推進します。

#### 事業内容

- 1 HIV検査勧奨チラシの作成
- 2 区内中学校及び高等学校での普及啓発授業の実施
- 3 区内大学の学園祭へのブース出展、クイズ、アンケート調査、パネル展示等
- 4 二十歳(はたち)のつどいでの啓発スライドの上映、「MY WILL」の紹介
- 5 メディアを用いての広報活動 (区広報紙や区ホームページ及びバナーへの記事掲載等)
- 6 保健所、図書館での普及啓発ブースの設置等による情報発信

#### 根拠法令等

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示) 性感染症に関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示)

#### 開始時期

平成8年度

#### 実 績 表

#### 普及啓発事業等

区分	中学校	交授業	高校授業		大学学園祭		
年度	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	
2	3	93					
3	4	103					
4	6	326	_	_	1	52	
5	7	383			2	169	
6	9	515	_		2	109	

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	エイズ対策促進事業費
<b>看</b> · #	1/2	_	1/2	<b>他</b> 奶並石守	国庫補助金

#### 目 的

感染症の発生情報を収集・分析し、その結果を国民や医療関係者へ提供・公開します。

#### 事業内容

感染症患者発生届の受理、通報ネットワークの運営を行います。

根拠法令等感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

開始時期 平成11年

#### 実 績 表

1 感染症発生届出受理状況(令和6年1月1日から令和6年12月31日までの届出件数) 感染症はそれぞれの疾患の性格から次のとおり大別され、それぞれに対応が異なります。

(1) 一類・二類・三類感染症・新感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症 とその発生届受理状況

					(単位・行)
		届出件数			
類  型	疾患名	患者	疑似症 患者	無症状 病原体 保有者	措置対応
一類感染症	エボラ出血熱	1	_	-	・原則入院
感染力、罹患した場合の重 篤性等に基づく総合的な観点	クリミア・コンゴ出血熱	-	_	_	・消毒等の物的措置(例外的に、建物への
からみた危険性が極めて高い	痘そう(天然痘)	ı	_	-	措置、通行制限等の措
感染症	南米出血熱	-	_	-	置も適用対象とする)
	ペスト	ı	_	_	
	マールブルグ病	-	_	-	
	ラッサ熱	-	_	_	
二類感染症	急性灰白髄炎(ポリオ)	ı	_	_	・状況に応じて入院
感染力、罹患した場合の重 篤性等に基づく総合的な観点	結核	41	2	27	・特定職種への就業制限
からみた危険性が高い感染症	ジフテリア	-	_	-	・消毒等の対物措置
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	ı	_	_	
	中東呼吸器症候群(MERS)	ı	_	_	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	ı	_	-	
	鳥インフルエンザ(H7N9)	ı	_	-	
三類感染症	コレラ	_	_	-	・特定職種への就業制
感染力、罹患した場合の重 篤性等に基づく総合的な観点	細菌性赤痢	6	_	-	│ 限  ・消毒等の対物措置
からみた危険性は高くはない	腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	10	-	6	加克尔沙河四百
が、特定の職業への就業によ	腸チフス	1	-	-	
って集団発生を起こしうる感染症	パラチフス	_	_	-	
新感染症					政令で症状等の要件指
人から人に伝染すると認め	られる疾病であって、既知	_	_	-	定した後に、一類感染
の感染症の疾病と明らかに異した重篤度から判断した危険					症に準じた対応
新型インフルエンザ等感染症					・状況に応じて入院
全国的かつ急速なまん延に	新型インフルエンザ	_	_	_	・消毒等の対物措置
より国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある	再興型インフルエンザ	_	_	_	
感染症	世典空1 イノルエノザ	_	_	_	
指定感染症	(成成沈よい日本の世界と書				一類から三類感染症に
既知の感染症で一類から三 じなければ国民の生命及び健		-	-	-	準じた入院対応や消毒 等の対物措置
れがある感染症					4 · > > 1 M 1H IE

(2) 四類感染症とその発生届受理状況 人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症です。

全数届出疾患 44疾患

		届出件数			
疾 患 名	患す	者	疑似症患者 ※届出対象外	無症状 病原体保有者	
1 E型肝炎		19		-	
2 ウエストナイル熱					
<sup>2</sup> (ウエストナイル脳炎を含む)	_			_	
3 A型肝炎		2		-	
4 エキノコックス症	_			-	
5 黄熱	_			_	
6 オウム病	_			_	
7 オムスク出血熱	_			_	
8 回帰熱	_			_	
9 キャサヌル森林病	_			_	
10 Q熱	_			_	
11   狂犬病	_			_	
12   コクシジオイデス症	-			-	
13 エムポックス		1		-	
14 ジカウイルス感染症	_			_	
15 重症熱性血小板減少症候群	-			-	
16 腎症候性出血熱(HFRS)	_			_	
17 西部ウマ脳炎	-			_	
18 ダニ媒介脳炎	-			-	
19 炭疽	-			-	
20 チクングニア熱	-			-	
21 つつが虫病	_			-	
22 デング熱		10		-	
23 東部ウマ脳炎	_			_	
24 鳥インフルエンザ(H5N1及び H7N9を除く)	_			_	
25 コパウイルス感染症	_			_	
26 日本紅斑熱	_			_	
27 日本脳炎	_			_	
28   ハンタウイルス肺症候群(HPS)   29   Bウイルス病	_			_	
30   鼻疽	_			_	
30   葬垣   31   ブルセラ症	_			_	
32 ベネズエラウマ脳炎	_			_	
33 ヘンドラウイルス感染症	_			_	
34 発しんチフス	_			_	
35 ボツリヌス症	_			_	
36 マラリア		2		_	
37 野兎病	_			_	
38 ライム病	_			_	
39 リッサウイルス感染症	_			_	
40 リフトバレー熱	_			_	
41 類鼻疽	_			_	
42 レジオネラ症		8		_	
43 レプトスピラ症		1		_	
44 ロッキー山紅斑熱	_			_	
·		ı			

#### (3) 五類感染症とその発生届受理状況

国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民 や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染 症です。

#### ア 全数届出疾患 24疾患

			届 出 件 数	
	疾  患  名	患者	疑似症患者	無症状 病原体保有者
1	アメーバ赤痢	8		
2	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	4		
3	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	24		
4	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)	1		
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎・西部ウマ脳炎・ダニ媒介脳炎・東部ウマ脳炎・日本脳炎・ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	-		
6	クリプトスポリジウム症	_		
7	クロイツフェルト・ヤコブ病	-		
8	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	9		
9	後天性免疫不全症候群	6		12
10	ジアルジア症	-		
11	侵襲性インフルエンザ菌感染症	4		
12	侵襲性髄膜炎菌感染症	-		
13	侵襲性肺炎球菌感染症	13		
14	水痘(入院例に限る)	3		
15	先天性風しん症候群	-		
16	梅毒	170		35
17	播種性クリプトコックス症	-		
18	破傷風	-		
19	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染 症	-		
20	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	-		
21	百日咳	21		
22	風しん	_		
23	麻しん	_	/	
24	薬剤耐性アシネトバクター感染症	1	<u>/</u>	

# イ 定点届出疾患 32疾患

以下の疾患は定点として指定した医療機関から毎週(毎月)発生件数を受理します。

(単位:件)

					(平位・什)
		届	出件数		
	疾 患 名	患者	疑似症 患 者	無症状 病原体 保有者	届出種別定点
1	RSウイルス感染症	164			
2	咽頭結膜熱	60			
3	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	596			
4	感染性胃腸炎	964			
5	水痘	24			
6	手足口病	1,161			小児科定点
7	伝染性紅斑	135			区内6医療機関
8	突発性発しん	97			
9	ヘルパンギーナ	101			
10	流行性耳下腺炎	13			
11	不明発しん症(都単独)	7			
12	MCLS (川崎病) (都単独)	3			
13	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及	2,071			
10	び新型インフルエンザ等感染症を除く)	4,011			インフルエンザ定点
14	   新型コロナウイルス感染症	1,562			区内9医療機関
		,			
15	急性出血性結膜炎	-			眼科定点
16	流行性角結膜炎	-			区内 0 医療機関
17	性器クラミジア感染症	108			
18	性器ヘルペスウイルス感染症	57			性感染症定点
19	尖圭コンジローマ	144			区内2医療機関
20	淋菌感染症 (#7.87.7.12)	33			
21	膣トリコモナス症(都単独)	-			
22	感染性胃腸炎(病原体がロタウイルス	_			
2.2	であるものに限る)	Л			
23	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	4			
24	細菌性髄膜炎(髄膜炎菌・肺炎球菌・ インフルエンザ菌を原因として同定	9			
4	122ルエンリ困を原囚として同足  された場合を除く)	9			
25	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	_			基幹定点
26	マイコプラズマ肺炎	13			区内1医療機関
27	無菌性髄膜炎	- 10			
28	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	15			
29	薬剤耐性緑膿菌感染症	-			
30	インフルエンザ入院	117			
31	新型コロナウイルス感染症入院	350			
		330			疑似症定点
32	疑似症	_			区内9医療機関
	1				

<sup>・</sup>斜線は届出の対象外

<sup>・</sup>令和6年1月1日から令和6年12月31日までの定点医療機関からの報告数

# 2 病原体保有確認検査

就業制限の対象者及びその関係者が、公衆に感染症をまん延させるおそれがないか 確認検査を実施しています。

(単位:件)

r	/ 米/-	検 査 機 関		
疾 患 名 	件数	東京都健康安全研究センター	みなと保健所	
細菌性赤痢	13	-	13	
腸管出血性大腸菌感染症	28	-	28	
腸チフス	-	-	-	
パラチフス	-	-	-	
感染性胃腸炎※	_	-	-	

※感染性胃腸炎については、社会福祉施設等での集団発生時に原因究明のため検査を実施しています。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	<b>埔田</b>	感染症発生動向調査事
<b>④</b> · 無	1/2	_	1/2	補助金名等	業費国庫負担金

# ー・二・三類患者の入院勧告等防疫措置医療費公費 負担

#### 目 的

感染症患者の人権に配慮しつつ、その発生流行を防止します。

#### 事業内容

一・二・三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症と診断されると、発生届が提出され、区内に当該患者がいる場合は、みなと保健所が防疫等の措置を行います。

なお、これらの感染症(三類感染症は除きます)のまん延を防止するため、みなと保健所長は当該患者に対し72時間以内に入院するよう勧告します。さらに72時間を超えて、入院が必要と認められる場合は、人権に配慮し、医師、法律家等で構成される「港区感染症の診査に関する協議会」に入院期間の延長について諮問し、その承認を受けた上で入院期間の延長を行います。

勧告による入院患者及び結核患者の医療費の自己負担分については、公費負担となります。

## 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

## 開始時期

平成11年

実 績 表 (単位:件)

1//							
類型	疾患名	就業制限	入院勧告	入院 延長 勧告	移送実施	消毒実施	医療費 公費負担 金額(円) (第37条)
		(第18条)	(第19条)	(第20条)	(第21条)	(第27条)	(第37条の2)
	一類感染症	1	1	-	_	-	-
	急性灰白髄炎	1	-	-	-	-	-
	結核	10	10	17	3	-	2,734,708
	ジフテリア	1	_	-	-	I	_
類	重症急性呼吸器症候群 (SARS)	_	-	-	_	-	-
炽	中東呼吸器症候群(MERS)	1	-	-	-	1	-
	鳥インフルエンザ(H5N1)	1	_	-	-	-	_
	鳥インフルエンザ(H7N9)	_	_	_	-	-	_
	コレラ	_	_	_	_	_	-
三	細菌性赤痢	2	_	-	_	2	-
	腸管出血性大腸菌感染症	9	_	_	_	10	_
類	腸チフス	_	-	_	_		_
	パラチフス	_	-	-	_	-	_
	合計	21	10	17	3	12	2,734,708

補助金等 (有) · 無	国負担割合 3/4	都負担割合	区負担割合 1/4	補助金名等	感染症患者入院医療費 国庫負担金
補助金等 (有) · 無	国負担割合 3/4(37条) 1/2(37条の2)	都負担割合	区負担割合 1/4(37条) 1/2(37条の2)	補助金名等	結核医療費国庫負担(補助)金
補助金等 (有) · 無	国負担割合 1/2	都負担割合	区負担割合 1/2	補助金名等	感染症予防事業費等国 庫負担金

## 感染症予防講習会及び健康教育

所管課

保健予防課

## 目 的

感染症予防講習会や関係者への個別の健康教育によって、感染症にかかりやすい乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等への流行を予防します。

## 事業内容

保育園、児童館、幼稚園、小学校、中学校、高齢者施設、障害者施設等の保健衛生担当者を対象に、講習会を開催し、感染症の知識の普及啓発に努めます。

また、必要に応じて施設等関係者に対して、個別に健康教育を行います。

## 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### 開始時期

平成16年度

## 実 績 表

## 1 感染症講習会

区分	感染症講習会		嘔吐物処理講習会		PPE 着脱訓練		-1
年度	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	計
2							
3	1	65					65
4	1	77	2	56			133
5	2	97	2	25	3	22	144
6	3	139	2	56	3	27	222

<sup>※</sup>令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止しました。

### 2 健康教育

区分 年度	回数(回)	延人数(人)
2	34	105
3	34	139
4	45	90
5	29	58
6	22	51

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	保健医療政策区市町村包括
<b>看</b> · 無	_	1/2	1/2	<b>州</b> 助並石守	補助事業補助金

### 

### 目 的

感染症患者に対する感染防止上の措置等について審議します。

### 委員構成

感染症指定医療機関の医師1名以上、感染症の患者の医療に関する学識経験者1名以上、法律に関する学識経験者1名以上、医療及び法律以外の学識経験者1名 委員の任命期間2年

## 事業内容

- 1 感染症法第 18 条第 1 項の規定による就業制限の通知、第 19 条第 1 項の規定による入院勧告、第 20 条第 1 項の規定による入院勧告及び同条第 4 項の規定による入院の期間の延長並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による結核医療費公費負担・東京都医療費助成申請に基づく費用の負担に関して必要な事項について、保健所長の諮問内容を審議し、意見を付けて答申します。
- 2 感染症法第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項の規定による報告について審議し、意 見を付けて答申します。

## 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区感染症の診査に関する協議会条例

## 開始時期

平成11年4月1日

## 実 績 表

(単位	:	回)

区分 年度	感染症の診査 に関する協議会	感染症の診査に 関する緊急診査会
2	24	20
3	24	9
4	24	7
5	24	3
6	21	5

※ 主に、結核患者の公費負担について審査しています。

# 港区感染症対策協議会

所管課

保健予防課

## 目 的

港区感染症対策協議会を設置し、港区における感染症対策の総合的な推進について必要な事項を協議します。

## 事業内容

新型インフルエンザ等感染症その他の新興・再興感染症から区民の生命及び健康を保護し、並びに健康被害を最小限に抑えることができるよう、区民が適切な医療を受けることのできる体制を確保する等、総合的な感染症対策を推進するため、港区感染症対策協議会を設置しています。

## 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区感染症対策協議会設置要綱

## 開始時期

平成 27 年 10 月 1 日

## 実 績 表

(単位:回)

	\ \ \ <del></del>
区分 年度	開催回数
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1

補助金等 有 · 無		備考	

予	防	接	<b>種</b>	所管課	_
٦٠	LVJ	攻		川自床	保健予防課

#### 目 的

予防接種を行うことで各種の病原体に対して、免疫をもたない乳幼児をはじめとした方への 免疫の賦与又は増強を図り、感染症の発病及び重症化、まん延等を予防すると共に、区民の健 康増進により生活の質の向上と経済的負担の軽減を図ります。

### 事業内容

予防接種法に基づく定期接種は区市町村長が行うこととされています。定期接種には、A類疾病とB類疾病があり、前者は主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置き、対象者は予防接種を受ける努力義務があります。後者は主に個人の発症予防に重点を置き、努力義務はありません。

A類疾病:ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎(ポリオ)、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることから予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病(水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症)」

B類疾病:インフルエンザ、「個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病(高齢者の肺炎球菌感染症)」、「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であって政令で定める疾病」

各疾病の定期予防接種の対象者、接種時期、接種回数は、政令で規定されています。政令の規定に該当しない接種及びA類、B類のいづれにも該当しない疾病の予防接種は任意接種として扱われます。

疾病負荷の医療経済評価分析を行い、発症予防、健康増進、介護予防、生活の質の向上、経済的負担の軽減につながり医療抑制効果が高くなる任意接種や、子育て世代の負担軽減となる任意接種については、安全性及び有効性が確認されたものを予防接種法に準じて区長が行うと認めた任意接種として、費用助成事業を行っています。

#### 根拠法令等

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則

予防接種実施規則

定期接種実施要領

麻しんに関する特定感染症予防指針

風しんに関する特定感染症予防指針

港区予防接種事業の費用助成に関する基本方針

#### 開始時期

昭和23年 予防接種法施行

昭和40年 予防接種法に基づく定期予防接種が東京都から区に事務移管

# 実 績 表

1 A類疾病の定期予防接種・個別接種(医療機関委託)

年度		2	3	4	5	6		
)		区分	実施数	実施数	実施数	実施数	実施数	実施率
種類			対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	(%)
	1		2,472	2,370	2,191	2,295	44	100.0
	1	回	2,736	2,599	2,356	2,462	44	100.0
ヒブ	2	回	2,584	2,358	2,216	2,326	231	100.0
感		百	2,767	2,614	2,356	2,462	231	100.0
感染症	3	回	2,671	2,361	2,194	2,281	475	100.0
泟	J	ᄪ	2,799	2,639	2,356	2,462	475	100.0
	追	加	2,804	2,327	2,137	2,119	1,972	100.0
		ДН	3,048	2,905	2,356	2,462	1,972	100.0
	1	回	2,466	2,365	2,197	2,303	2,215	95.1
小			2,734	2,602	2,356	2,462	2,329	75. 1
児田	2	2 回	2,560	2,361	2,222	2,322	2, 242	96.3
肺		П	2,760	2,615	2,356	2,462	2,329	70.5
用肺炎球菌	3	回	2,624	2,359	2,206	2,286	2,257	96.9
菌			2,797	2,646	2,356	2,462	2,329	30.7
	追	加	2,675	2,338	2,169	2, 140	2,166	93.0
			3,039	2,903	2,356	2,462	2,329	70.0
	フテリ		_	_	_	5	1	100.0
	∃せき・破傷風 ├ 重混合)Ⅰ期1回		_	_	_	5	1	100.0
	比口/		_	_	_	_	2, 182	
破ジ 傷フ		1回	_	_	_	_	2,329	93.7
(風テ			_	_	_	_	2,011	
五・リ 種ポア	Ι	2回	_	_	_	_	2,329	86.3
混り去	期		_	_	_	_	1,782	
程混合) ・ 百日せき・		3回	_	_	_	_	2,329	76.5
ヒキ		\r 40	_	_	_	_	126	<b>5</b> 4
ブ・		追加	_	_	_	_	2,329	5.4
傷ジ		1 🖃	2,544	2,356	2,220	2,486	46	100.0
。 傷風・		1回	2,801	2,567	2,486	2,462	46	100.0
<u> १</u> ० ।।		2回	2,605	2,379	2,205	2,537	239	100.0
リア・	I 期	乙凹	2,836	2,590	2,486	2,462	239	100.0
	期	3 回	2,676	2,349	2,236	2,529	492	100.0
種せ		υШ	2,883	2,628	2,486	2,462	492	100.0
混き		追加	2,670	2,398	2,144	2,190	2,102	95.4
<ul><li>ルリオ(四種混合)</li><li>ア・百日せき・破</li></ul>		色加	2,856	2,680	2,321	2,232	2,204	75.4
		1回	_	_	_	_	_	_
<b>全</b> 魚		1 🖂	_	_	_	_	_	
小活性		2回	_	_	_	_	_	_
(不活化ポリオ)急性灰白髄炎	I	1 11	_	_	_	_	_	
小覧	期	3回	_	_	_	1	_	_
才炎		- H	1	_	_	1	_	
		追加	9	1	9	3	3	100.0
		,_,,,,,	7	1	9	3	3	

(単位:回)

年度			2	3	4	5	6	
		区分	実施数	実施数	実施数	実施数	実施数	実施率
種類			対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	(%)
	т	1 🖂	2,875	2,223	2,327	2,237	2,207	00.1
	I 期 初	1回	3,113	2,762	2,434	2,329	2, 249	98.1
	初回	2回	2,904	2,212	2,192	2,106	2, 191	97.4
本		2 🖽	3,184	2,809	2,434	2,329	2, 249	71.4
脳	T	期追加	2,448	1,036	3,211	2,160	1,959	84. 2
炎			3,266	626	4,842	2,567	2,327	04. 2
	Ι	I 期	1,657	707	2,247	1,958	2,054	78.8
	1	1 241	2,380	329	4,688	2,619	2,606	70.0
		'·破傷風	1,206	1,220	1,237	1,367	1,416	61.1
(2	種混合	合)Ⅱ期	2,133	2,173	2,205	2,350	2,317	01.1
子	1	回	247	606	577	659	1,844	163.2
子宮頸	1		401	4,787	6,127	2,586	1,130	103.2
鎖が	2	2 回	186	494	623	388	1, 174	103.9
7ん 予		, E	400	4,793	6,127	2,586	1,130	103.9
予   防	3	3 回	110	273	637	165	368	32.6
HYJ	٥	) EI	402	4,808	6,127	2,586	1,130	32.0
風	麻	期	2,661	2,281	2,237	1,968	2,110	88.5
し麻んし		. 郑	2,815	2,513	2,386	2,385	2,385	00.0
混ん		I 期	2,378	2,388	2,271	2,237	2,036	80.5
合		T 241	2,949	2,937	2,723	2,681	2,530	80.5
水	1 🖂		2,676	2,299	2,253	2,207	2, 159	90.5
11/		1回	2,823	2,519	2,386	2,385	2,385	90.5
痘		2回	2,623	2,328	1,996	2,054	2,009	84.2
7旦		스 빈	2,995	2,696	2,386	2,385	2,385	04. 2
	ВС	C	2,606	2,288	2,191	2,193	2, 211	94.1
	ьс	G	2,856	2,616	2,375	2,423	2,350	94. 1
		1回	2,456	2,342	2,162	2,272	2,186	93.9
В		1 14	2,730	2,595	2,356	2,462	2,327	93.9
型肝		2回	2,543	2,341	2,203	2,309	2,207	94.8
肝炎		스비	2,754	2,615	2,356	2,462	2,327	94.0
災		2 Iol	2,565	2,261	2,141	2, 148	2, 141	02.0
		3回	2,854	2,706	2,356	2,462	2,327	92.0
		1 🗔	1,145	2,329	2,181	2,262	2, 162	02.0
<sub> -</sub>		1回	1,342	2,593	2,357	2,462	2,329	92.8
口		0.11	969	2,312	2,177	2,284	2, 166	22.2
-		2回	1,353	2,610	2,357	2,462	2,329	93.0
タ		۵	165	597	611	556	547	
		3 回	1,353	2,610	2,357	2,462	2, 329	23.5

- ※1 対象者数については、予診票発行数です。
- ※2 ロタ3回の実施数は、5価ワクチンを選択した人のみとしています。
- ※3 令和3年度は、国の要請により日本脳炎ワクチン流通量調整があったため、I期追加及びⅡ期の 対象者への積極的勧奨を差し控えていました。
- ※4 令和6年度から、五種混合ワクチン(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)が導入されました。これに伴い、これまでの対象者にはヒブ感染症、四種混合ワクチンの案内をしていましたが、令和6年2月生まれ以降の対象者には、原則として五種混合ワクチンの案内をしています。

## 【子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種】

積極的勧奨の差控えにより子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女性を対象として、公平な接種機会を確保する観点から、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種を令和4年度から令和6年度まで実施しました。

(単位:件)

年度 区分	4	5	6
対象者	6,536	11,655	14,604
1回目接種	419	723	4, 484
2回目接種	328	635	3, 131
3回目接種	222	546	2, 296

## 【風しんの追加的対策】

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象とした風しんの抗体検査と風しんの第5期定期接種を令和元年度から令和6年度まで実施しました。

(単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
送付件数	19,972	29,894	28,390	27,513	26, 122
抗体検査	2,719	1,912	1,639	1,006	1,150
予防接種	492	379	291	181	215

- ※1 風しん予防接種は、原則として麻しん風しん混合ワクチンを接種します。
- ※2 抗体検査、予防接種ともに無料です。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	特定感染症検査等事業費
<b>看</b> · 無	1/2	_	1/2	<b>伸</b> 助並名寺	国庫補助金

## 2 B類疾病の定期予防接種・個別接種(医療機関委託)

(単位:回)

	年度	2	3	4	5	6	)
	区分	実施数	実施数	実施数	実施数	実施数	実施率
種別		対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	対象者数	(%)
,	65歳以上の者	26,289	26,409	27,684	27,025	26,055	56.1
イン	の成以上の名	44,738	45,384	45,144	45,754	46,409	30.1
フル	60歳以上65歳未満 の慢性高度心・肺・	28	38	34	31	30	37.0
エ	腎機能等不全者	74	75	83	81	81	37.0
ンザ	合 計	26,317	26,447	27,718	27,056	26,085	56.1
		44,812	45,459	45,227	45,835	46,490	50.1
→	65歳の者(※2)	1,516	2,137	2,114	2,661	464	19.6
商輪	の成の有(次乙)	5,634	8,385	7,072	7,381	2,363	19.0
高齢者肺炎球	60歳以上65歳未満 の慢性高度心・肺・	9	12	4	5	6	8. 2
炎	腎機能等不全者	55	54	57	56	73	0.2
域菌	스 크	1,525	2,149	2,118	2,666	470	10.2
	合 計	5,689	8,439	7,129	7,437	2,436	19.3
新型	65歳以上の者	-	_	-	-	13,937	20. 6
型コ	00成以上の名	-	_	-	-	47,136	29.6
感口	60歳以上65歳未満	-	_	-	-	20	
感染症	の慢性高度心・肺・ 腎機能等不全者	_	_	_	I	91	22.0
イル	合 計	-	-	-	-	13, 957	29.6
ス	合 計	-	-		-	47, 227	۷۶.0

<sup>※1</sup> 平成26年度から高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に位置付けられました(一部自己負担あり)。令和 3年度から自己負担額を4,000円から1,500円に引き下げました。

### 3 定期予防接種費用助成事業 【里帰り等定期予防接種費用助成】

### 事業内容

「定期予防接種実施依頼書」によって、23 区外の医療機関又は23 区内の非指定の医療機関 (喘息、アレルギー等の疾患により主治医の監督が必要等特別な事情がある場合)で定期予防 接種を受けた際に、実際に医療機関に支払った金額と、あらかじめ区が定めた助成限度額を比較して、少ない方の金額について助成します。

### 開始時期

平成28年4月

## 実 績 表

年度 区分	2	3	4	5	6
助成件数(件)	410	275	194	199	233
接種回数(回)	1,214	1,155	874	981	917

#### 根拠法令等

港区里帰り等定期予防接種費用助成要綱

補助金等		備考	
有・無		1佣	

<sup>※2</sup> 高齢者肺炎球菌の対象者は、接種日時点で65歳の者、また60歳以上65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不 全者ですが、令和元年度から令和5年度までの間、経過措置として、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・ 95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者としていました。

<sup>※3</sup> 令和6年度から高齢者新型コロナウイルス感染症が定期予防接種に位置付けられました。

## 任意予防接種費用助成事業

## 【港区成人の風しん予防接種緊急対策事業】

風しん抗体検査 (単位:人)

年度 区分	2	3	4	5	6
妊娠を希望又は予定している女性	203	206	157	267	211
妊娠を希望している女性の夫 (パートナー等を含む)	222	185	171	229	185
風しん抗体価の低い妊婦の夫 (パートナー等を含む)	59	52	52	36	30
合計	484	443	380	532	426

<sup>※1</sup> 対象者:受診日現在、19歳以上の区民で、表中の区分に該当する人(ただし、風しんの抗体検 査を受けたことのある人、明らかに風しんの予防接種歴がある人、風しんの罹患歴がある人を除

(単位:人)

#### 風しん等予防接種

(A) (C) (C) (C) (A) (A) (A) (A)				( ¬	- 122 - 7 ( )
年度 区分	2	3	4	5	6
妊娠を希望又は予定している女性	237	259	246	318	238
妊娠を希望している女性の夫 (パートナー等を含む)	107	85	81	131	115
風しん抗体価の低い妊婦の夫 (パートナー等を含む)	27	19	30	19	9
合計	371	363	357	468	362

<sup>※1</sup> 対象者:接種日現在、19歳以上の区民で、表中の区分に該当する人(ただし、明らかに風しん の予防接種歴がある人、風しんの罹患歴がある人を除く)

- ※2 令和元年度から風しん等予防接種費用を全額助成しています。 ※3 平成30年11月から以下のように対象者を拡大しました。
- - ・妊娠を希望している女性の夫及び同居者で、風しん抗体価が低い人
  - ・風しん抗体価の低い妊婦の夫及び同居者で、風しん抗体価が低い人

## 根拠法令等

港区成人の風しん対策事業実施要綱

補助金等 看 · 無	国負担割合 1/2	都負担割合	区負担割合 1/2	補助金名等	特定感染症検査等事業費 国庫補助金
補助金等 看 · 無	国負担割合	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括 補助事業補助金

<sup>※2</sup> 抗体検査費用を全額助成しています。

## 【0歳児の保護者等を対象とした麻しん対策事業】

(単位:人)

年度 区分	2	3	4	5	6
麻しん抗体検査	18	10	9	85	81
麻しん風しん混合(MR)ワクチン又 は麻しん単独ワクチン	19	7	3	56	48

※1 対象者

① 抗体検査:受診日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)

ただし、次の人を除く。

麻しんの抗体検査を受けたことのある人、明らかに麻しんの予防接種歴がある人、麻

しんの罹患歴がある人

② 予防接種:接種日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)で麻し

ん抗体価が低い人 ただし、次の人を除く。

明らかに麻しんの予防接種歴がある人、麻しんの罹患歴がある人

※2 抗体検査費用は全額助成、予防接種費用は一部助成しています。

### 根拠法令等

港区 0 歳児の保護者等対象の麻しん対策事業実施要綱

### 【麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成事業】

(単位:人)

年度 区分	2	3	4	5	6
麻しん風しん混合(MR)ワクチン	47	62	59	72	83

- ※1 対象者: 2歳以上18歳以下の区民で、MR ワクチン定期接種を未接種の人 ただし、第2期対象者を除く。
- ※2 予防接種費用は全額助成しています。

#### 根拠法令等

港区麻しん風しん混合ワクチン任意接種助成事業実施要綱

#### 【子どものインフルエンザ予防接種事業】

(単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
インフルエンザ費用助成	38,597	31,906	30,625	29,928	30, 247

- ※1 対象者:生後6か月から高校3年生相当年齢までの人
- ※2 助成金額:1回当たり4,500円(令和6年度に3,000円から4,500円に増額しました。)
- ※3 助成回数:生後6か月から小学校6年生まで2回、中学校1年生から高校3年生相当年齢まで1回 令和5年度からは、生後6ヶ月から13歳未満2回、13歳以上高校3年生相当年齢まで 1回
- ※4 実施期間:各年10月1日から翌年1月31日まで
- ※5 令和4年10月6日から、対象者を中学校3年生までから高校3年生相当年齢までに拡大しました。

### 根拠法令等

港区子どものインフルエンザ予防接種事業実施要綱

補助金	金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	保健医療政策区市町村包括
<b></b> ①	・無	-	1/2	1/2	<b>伸</b> 助並石守	補助事業補助金

#### 【予防接種再接種費用助成事業】

年度 区分	4	5	6
助成件数(件)	1	1	2
接種回数(回)	1	7	8

※1 対象者:骨髄移植等の医療行為により、定期の予防接種を再度受ける必要があると医師に判断された20歳未満の区民。ただし、予防接種法施行規則第2条の7に規定する特定疾病につ

いては年齢制限あり

※2 助成額:国内の医療機関で再接種を受けた際に支払った金額と、あらかじめ区が定めた助成限度額を比較して、少ない方の金額

## 根拠法令等

港区予防接種再接種費用助成要綱

## 【子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成事業】

※令和4年5月27日開始、令和7年3月廃止

	* 1 1 1 1 1 4 7 H 1	1. 11 1 - 7 -	70—
年度 区分	4	5	6
助成件数(件)	65	7	7
接種回数(回)	158	18	19

※1 対象者:積極的勧奨の差控えにより子宮頸がんワクチンの接種機会を逃した平成9年4月2日から 平成18年4月1日までの間に生まれた女性で、定期接種の対象年齢を過ぎてから令和4年 5月27日までに任意接種を受けた、令和4年4月1日時点で住民登録がある区民

※2 対象ワクチン:子宮頸がんワクチン(2価または4価)

※3 助成額:国内の医療機関で任意接種を受けた際に支払った金額と、申請日の属する年度に区が締結 した予防接種業務委託契約に基づく予防接種に要する費用を比較して、少ない方の金額

## 根拠法令等

港区子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用助成要綱

【帯状疱疹ワクチン任意接種助成事業】 ※令和5年1月1日開始

(単位:回)

年度 区分	4	5	6
生ワクチン接種回数	77	296	106
不活化ワクチン接種回数	1,500	10,895	5, 222

- ※1 対象者:接種日において港区に住民登録がある 50 歳以上の人
- ※2 対象ワクチン及び助成額:
  - (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン(生ワクチン、1回接種、6,500円)
  - (2)乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(不活化ワクチン、2回接種、15,000円)
- ※3 ただし生活保護等受給者の助成額は(1)8,800円、(2)22,000円

#### 根拠法令等

港区帯状疱疹ワクチン任意接種助成事業実施要綱

補助金等 看 · 無	国負担割合	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括 補助事業補助金
補助金等 看 · 無	国負担割合	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	(令和5年度から)帯状疱疹 ワクチン任意接種補助事業 補助金

## 【男子HPVワクチン任意接種助成事業】 ※令和6年12月1日開始

(単位:回)

_			
	年度	6	
区分		O	
接種回数			57

- ※1 対象者:接種日において港区に住民登録がある、小学校6年生から高校1年生相当年齢までの男子 (令和6年度に限り、高校1年生相当年齢の男子については、本助成事業によって令和6 年度中に1回以上接種を受けた人に限り、令和7年度末を限度に接種が完了するまで助成)
- ※2 対象ワクチン: HPVワクチン (4価)
- ※3 予防接種費用は全額助成しています。

## 根拠法令等

港区男子HPVワクチン任意接種助成事業実施要綱

補助金等<br/>(す)・無国負担割合<br/>1/2都負担割合<br/>1/2区負担割合<br/>1/2HPVワクチン男性接種補助事業補助金

# 周産期医療・小児医療連携協議会

所管課

保健予防課

## 目 的

区内における周産期医療及び小児医療体制の確保及び充実を図るため、港区周産期医療・小児医療連携協議会を設置しています。

## 事業内容

区内における医療体制の確保及び充実を図るため、以下について協議・検討を行います。

- (1) 区内の周産期医療及び小児医療に関わる医療・行政関係機関の連携体制の整備及び推進に関すること。
- (2) 周産期母子医療センターを拠点とした地域の病院及び診療所との協力及び連携に関すること。
- (3) 小児救急医療体制に関すること。
- (4) その他区長が周産期医療及び小児医療に関して必要と認める事項

## 根拠法令等

港区周産期医療・小児医療連携協議会設置要綱

## 開始時期

平成 26 年 10 月

実績表 (単位:回)

1/1/	( I 🕮 🖂 /
区分 年度	開催回数
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	保健医療政策区市町村包括
<b>旬</b> ・ 無	_	1/2	1/2	佣奶並行守	補助事業補助金

骨髄移植ドナー支援事業	武英細	_
	所管課	保健予防課

#### 目 的

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供事業において骨髄等を提供した区民(以下「ドナー」という。)及びドナーを雇用する事業者に対して助成金を交付することにより、ドナーの経済的な負担の軽減及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とします。

### 事業内容

ドナーに対しては、以下に掲げる通院等に要した日数に30,000円を乗じて得た額(210,000円を上限とする。)、ドナーを雇用する事業者に対してはドナーが通院等に要した日数に、10,000円を乗じて得た額(70,000円を上限とする。)を申請に基づき助成します。

- (1) 骨髄等の提供に当たって事前に実施する健康診断のための通院
- (2) 骨髄等の提供に当たって事前に実施する自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める通院、入院又は面接

## 根拠法令等

港区骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

## 開始時期

平成30年4月1日

### 実 績 表

助成件数内訳

(単位:件)

年度	ドナー助成件数	事業者助成件数
2	2	0
3	4	1
4	2	1
5	0	0
6	3	0

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合		保健医療政策区市町村包括
有 · 無	-	ドナー1/3 事業者1/2	ドナー2/3 事業者1/2	伸助金名等	補助事業補助金

#### 

#### 目 的

新型コロナウイルス感染症から、区民の生命と身体を守るため、区内医療機関、港区医師会等の関係機関と連携し、患者に対する支援や、感染拡大防止対策の強化を推進することを目的とします。

## 事業内容

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類感染症 に変更されるまで、以下の事業を実施しました。

新型コロナウイルス感染症対策として、保健所に電話相談センターを設置し相談体制を整えるほか、地域外来・検査センターを設置し、迅速にPCR検査を受けられる体制を整えました。

また、区内医療機関や港区医師会と連携し、相談を受けてからの受診案内や、患者が入院するまでの搬送、自宅療養者への健康観察システムを導入するなど、区独自に切れ目のない体制を構築し、迅速に対応しました。検査体制については、区内医療機関や港区医師会との連携体制を強化し、必要な人が適切に検査ができるような体制を整備するとともに、マスクやガウンなどの防護具の物資の充実を図りました。その他、新型コロナウイルス感染症の正しい知識について広く普及・啓発するため、感染症予防動画を作成・活用し、周知を徹底しました。

## 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

自殺対策基本法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

港区自殺対策推進計画(改訂版)

港区新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関等における感染防止対策支援補助金 交付要綱

### 開始時期

令和2年1月

## (1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応強化策

実施開始日	取組内容
令和2年 4月13日から	民間検査機関を活用した P C R 検査の導入 民間検査機関を活用し、安全・安心かつ迅速に検査結果が判明できる検 査体制を強化しました。
令和2年 4月16日から	港区医師会との連携によるPCR検査のための検体採取体制の強化 港区医師会からの医師派遣により、みなと保健所が実施する検体採取の 人員体制を強化し、検査件数の増加に対応してきました。令和2年6月からは医師の検体採取が不要な唾液検査に変更したため、派遣は休止し、施 設での集団感染発生時の際等に協力を依頼しました。
令和2年 4月24日から	みなと保健所衛生試験所でのPCR検査の開始 区直営で実施した場合、最短で当日に検査結果が出るため、より症状の 重い患者等緊急性が高いケースの対応が可能な体制を整えました。

## ◆検体採取 3件

◆PCR検査数 0件

### (2) 新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制の強化

当初、感染症患者等を搬送する際は、受入先の医療機関を調整すると同時に民間救急コールセンターを通じて救急搬送会社を探していましたが、東京都と協定を締結している救急搬送会社は空きも少なく手配に時間がかかり搬送手段の確保が難航していました。

そこで、安全・安心かつ迅速に搬送できる体制を整備・強化するため、独自に搬送車両 を確保する等の取組を実施しました。

<u> </u>	VVIII - 2 CVII - 2 CVII - 2
実施開始日	取組内容
令和2年	区が独自に搬送車両2台を確保
4月8日から	
令和2年	区内企業から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与
4月15日から	
令和2年	東京都から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与
6月18日から	

### ◆感染者の搬送人数 19人

### (3) 新型コロナこころのサポートダイヤル

感染症に起因する心の不調を訴える区内在住・在勤・在学者に対して、精神保健福祉士や 臨床心理士等の専門職が電話相談に応じます。継続フォローが必要な場合は適切な窓口に つなぎ、区民の不安の軽減およびメンタルヘルスの向上を図りました。

新型コロナウイルスの感染拡大が収束したため、令和5年3月に廃止しました。

#### 開始時期

令和2年4月28日(令和5年3月廃止)

## 実 績 表

区分 年度	相談件数
2	416
3	257
4	97

※令和2年は4月28日から開始しました。

## (4) 相談件数実績(延数) 531件 (単位:件)

内 容	件数
陰性の証明書を求められた (求めたい)	3
疑い患者の対応	18
罹患しているか心配 (検査したい)	59
相談先の問い合わせ	42
その他(自宅療養証明の問い合わせ等)	174
対応方法 (発生時)	195
対応方法(未発生時)	35
予防法	5
合 計	531

## (5) 新型コロナウイルス感染者自宅療養支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染による健康状態や症状の変化を迅速に把握し、 安心して自宅療養できる環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症の感染に より自宅療養されている基礎疾患のある方等へ、パルスオキシメーターの貸出しを 行いました。

◆実施期間 令和3年1月27日から実施

◆実 績(単位:件)

年度	件数
2	6
3	1,645
4	313
5	17

## (6) 自宅療養者への新たな医療支援に関する取組

## ア 自宅療養者への医療支援について

港区医師会と連携し、自宅療養者への適切な医療を提供するため、健康管理上の 医療相談や必要に応じた医師による診察(往診・オンライン診療等)の対応(調整) を実施しました。

本取組は、東京都「地域における自宅療養者等に対する医療支援強化事業」に参画し、港区医師会、民間事業者と実施しました。

### ◆実施期間

休日・夜間 令和3年4月20日から令和5年5月7日まで 平日(日中)令和3年4月28日から令和5年5月7日まで

東京都が港区医師会からの申請に基づき、事業の適用を認めた日

**◆**実 績(単位:件)

年度	件数
3	441
4	240
5	10

## イ 港区薬剤師会との連携事業について

港区薬剤師会と連携し、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への薬剤配達等 を迅速に行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年6月1日から令和5年5月7日まで

**◆**実 績(単位:件)

年度	件数
3	672
4	766
5	3

## ウ 酸素ボンベ等を活用した医療支援について

自宅療養者に対し、入院等の適切な医療につなげるまでの緊急対応として、地域の医療機関の判断により、迅速に酸素投入を行うことができるよう、区が独自に酸素ボンベ等を確保し、医療機関に貸与する取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年8月30日から令和5年5月7日まで

◆実 績(単位:件)

年度	件数
3	2
4	2
5	0

## エ 訪問看護ステーションと連携した健康観察について

区内の訪問看護ステーションと連携し、入院待機中の自宅療養者等の健康観察等 を行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年10月25日から令和5年5月7日まで

**◆**実 績(単位:件)

年度	件数
3	0
4	0
5	1

## オ 助産師による妊産婦健康観察について

自宅療養中の妊産婦に対して、支援の強化を図るため、助産師による健康観察等 を行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和3年11月8日から令和5年5月7日まで

◆実 績(単位:件)

年度	件数
3	35
4	104
5	2

#### カ 医療機関による健康観察について

新型コロナウイルス感染症の陽性判明後、自宅療養となった患者に対し、地域の協力医療機関(都内全域の医療機関が対象)による健康観察を実施しました。

◆実施期間 令和4年1月12日から令和5年5月7日まで

## ◆実 績(単位:件)

年度	件数	
3	6,390	
4	21,846	
5	157	

# キ ICTを活用した積極的疫学調査

区が独自で開発した「みなと保健所調査登録フォーム」(携帯の SMS を活用)により、新型コロナウイルス感染症の発生届の受理後、積極的疫学調査を迅速に行う取組を実施しました。

◆実施期間 令和4年1月4日から令和5年6月15日まで

◆実 績(単位:件)

年度	送信件数
3	18,728
4	40,215
5	202

## (7)疫学調査報告

積極的疫学調査の結果をまとめ、公表しました。

## ◆実 績

公表日	内容
	区内保育施設における新型コロナウイルス感染症の実態について
令和2年 11月11日	令和2年7月から10月までに、区内保育施設において、職員や園児が新型コロナウイルス感染症と診断された10施設を対象に感染の状況を分析しました。施設内の十分な感染予防策を行っていた場合、園児への施設内感染は認められませんでした。このことから、「十分な感染予防策を行うことにより、園児がマスクを通常していない場合でも保育園での施設内感染のリスクは極めて低いと考えられる」とまとめました。  (連携協力)港区小児科医会、港区医師会、社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会 総合母子保健センター
	愛育病院、東京慈恵会医科大学附属病院
	濃厚接触者の健康観察期間について
令和3年 1月22日	令和2年4月から11月までに、新型コロナウイルス感染症と診断された港区民1,606人のうち、同居人2人以上の感染が確認された257人を抽出し、先に発症した117人と後に発症した140人の発症日の差を調査しました。その結果、発症日の差が7日以内125人(89.3%)、10日以内134人(95.7%)、14日以内139人(99.3%)のデータが得られました。このことから、「現在14日間となっている濃厚接触者の健康観察期間は7日または10日に短縮できるのではないか」と考察しました。  (連携協力) 国立大学法人 千葉大学総合安全衛生管理機構国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

#### 港区の保育施設における新型コロナウイルス感染症の影響調査

令和3年4月から8月23日までに、区内保育施設において子どもが新型コロナウイルスの検査で陽性となった事例のうち、保健所が調査介入を行った39施設について感染の広がりや健康への影響について調査をしました。陽性者と接触のあった園児275人と職員156人(受検率84.3%)にPCR検査を実施したところ、園児は275人中9人(3.3%)、職員は156人中11人(7.1%)が陽性判定でした。また、保健所が介入をして受検した人は、検査の時点で全員が無症状で、陽性となった子ども9人のうち、その後に症状が出たのは2人のみでした。

8月27日

令和3年

その結果、「これまでに取り組まれている感染対策は有効であり、大人と同じようには予防行動ができない子どもの生活空間においても、広がり方は従来と同様の状況である」とまとめました。

(連携協力) 社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院、クリニックばんびぃに

### 保育施設における陽性者発生時の登園自粛期間について

令和4年 10月7日 オミクロン株感染蔓延期である令和4年1月から3月までに、区内保育施設において新型コロナウイルス感染症またはその濃厚接触者と診断された職員・園児を対象に集団感染の発生状況を調査し、登園自粛のあり方について分析しました。陽性事例においては、その大部分が家庭内感染の可能性が高く、かつ二次感染を起こすことなく終息していたことが明らかになりました。このことから、「これまで一律に7日間の当該クラスの登園自粛をしていたところを、最終接触から3日目までに他に有症状者がいない場合は感染拡大がなかったと考え、登園再開とする」方針に転換し、その後も明らかな集団感染の拡大を引き起こすことなく保護者の社会生活と適切な感染対策の両立が可能となりました。

(演題発表) 第 81 回日本公衆衛生学会総会

本事業は、令和5年度で終了しました。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	区市町村との共同による感染
<b>旬</b> ・ 無		10/10		祖母母石中	拡大防止対策推進事業補助金
補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	<b>斌</b>	新型コロナウイルス感染症区市町
<b>旬</b> ・ 無		10/10		補助金名等	村緊急包括支援補助金(医療分)
補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	<b>运出</b>	感染症予防事業費等国庫負担
Æ 455	1/2		1 (0	補助金名等	
街・無	1/2		1/2		(補助)金
補助金等	国負担割合	都負担割合	1/2 区負担割合	補助金名等	(補助)金 新型コロナウイルス感染症に対

## 

### 目 的

感染症のまん延時等の健康危機発生時に、速やかに IHEAT 要員による保健所の業務支援が受けられるよう体制を整備します。

※IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team): 行政機関以外の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

## 事業内容

- 1 港区 IHEAT 要員の確保
- 2 港区 IHEAT 要員の名簿管理
- 3 人材育成

## 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 港区 IHEAT 事業実施要綱

## 開始時期

令和6年10月

## 実 績 表

港区 IHEAT 要員登録者数

(単位:人)

年度 区分	6
登録者数 (年度末時点)	18

 補助金等
 国負担割合
 都負担割合
 区負担割合
 補助金名等
 地域健康危機管理体制推進事業費国庫補助金